

# 別海町議会会議録

第1号 (平成24年5月25日)

## ○議事日程

- 日程第 1 会議録署名議員の指名  
日程第 2 会期決定の件  
日程第 3 町長あいさつ及び提出案件の概要説明  
日程第 4 議案第42号 別海町町税条例の一部を改正する条例の制定について  
日程第 5 議案第43号 別海町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について  
日程第 6 議案第44号 和解及び損害賠償額の決定について

## ○会議に付した事件

- 日程第 1 会議録署名議員の指名  
日程第 2 会期決定の件  
日程第 3 町長あいさつ及び提出案件の概要説明  
日程第 4 議案第42号 別海町町税条例の一部を改正する条例の制定について  
日程第 5 議案第43号 別海町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について  
日程第 6 議案第44号 和解及び損害賠償額の決定について

## ○出席議員 (17名)

- |     |             |     |             |
|-----|-------------|-----|-------------|
| 1番  | 木 嶋 悦 寛     | 2番  | 松 壽 孝 雄     |
| 3番  | 森 本 一 夫     | 4番  | 今 西 和 雄     |
| 5番  | 西 原 浩       | 6番  | 杳 澤 昌 廣     |
| 7番  | 小 林 敏 之     | 8番  | 安 部 政 博     |
| 9番  | 瀧 川 榮 子     | 10番 | 山 田 信       |
| 12番 | 松 原 政 勝     | 13番 | 戸 田 博 義     |
| 14番 | 戸 田 憲 悦     | 15番 | 中 村 忠 士     |
| 16番 | 佐 藤 初 雄     | 副議長 | 17番 安 田 輝 男 |
| 議長  | 18番 渡 邊 政 吉 |     |             |

## ○欠席議員 (1名)

- 11番 丹 羽 勝 夫

## ○出席説明員

- 町 長 水 沼 猛 副 町 長 磯 田 俊 夫

教 育 長	山 口 長 伸	代 表 監 査 委 員	鈴 木 英 世
監 査 委 員	下 川 原 洋	総 務 部 長	竹 中 仁
福 祉 部 長	佐 藤 次 春	産 業 振 興 部 長	有 田 博 喜
建 設 水 道 部 長	天 田 豊	教 育 部 長	大 島 登
監 査 委 員 事 務 局 長	上 月 昭 彦	農 委 事 務 局 長	森 本 哲 男
病 院 事 務 長	真 籠 毅	会 計 管 理 者	半 田 雅 代
総 務 部 次 長	宮 部 正 好	福 祉 部 次 長	佐 藤 英 敏
福 祉 部 次 長	田 保 圭 乙	産 業 振 興 部 次 長	竹 内 信 康
建 設 水 道 部 次 長	永 野 寛 昭	教 育 部 次 長	藤 原 繁 光
総 務 課 長	宮 部 正 好	総 合 政 策 課 長	浦 山 吉 人
財 政 課 長	河 嶋 田 鶴 枝	税 務 課 長	宮 越 正 人
町 民 課 長	半 田 三 喜 男	福 祉 課 長	佐 藤 英 敏
特 養 建 設 準 備 室 長	田 保 圭 乙	上 下 水 道 課 長	永 野 寛 昭
学 務 課 長	藤 原 繁 光		

○議会事務局出席職員

事 務 局 長 土 井 一 典 主 幹 山 田 一 志

○会議録署名議員

1 5 番 中 村 忠 士

1 6 番 佐 藤 初 雄

1 7 番 安 田 輝 男

---

◎開会宣告

○議長（渡邊政吉君） ただいまから、平成24年第2回別海町議会臨時会を開会いたします。

ただいま出席している議員は、17名であります。定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

なお、欠席議員は、11番丹羽議員でございます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

---

◎日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（渡邊政吉君） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第119条の規定により、議長において指名いたします。

15番中村議員、16番佐藤議員、17番安田議員、以上3名を指名いたします。

---

◎日程第2 会期決定の件

○議長（渡邊政吉君） 日程第2 会期決定の件を議題といたします。

お諮りします。

この臨時会の会期は、本日1日といたしたいと思えます。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（渡邊政吉君） 異議なしと認めます。

したがって、会期は本日1日と決定いたしました。

---

◎日程第3 町長あいさつ及び提出案件の概要説明

○議長（渡邊政吉君） 日程第3 町長からあいさつ及び提出案件の概要について説明があります。

町長。

○町長（水沼 猛君） 本日、本年第2回の臨時会を招集させていただきました。議員各位におかれましては、時節柄何かと御多用のところでございますが、御出席をいただきましてまことにありがとうございます。

早速でございますが、本臨時会に提出をさせていただきました議案の概要について御説明を申し上げます。

提出させていただいた案件につきましては、議案第42号から議案第44号までの3件でございます。

議案第42号につきましては、別海町町税条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。地方税法の一部を改正する法律等が公布されたことに伴い、町民税の申告の一部簡素化、また、固定資産税の特例措置の見直し、そして東日本大震災に係る財産譲与期限の延長特例を適用するよう、町税条例の一部を改正しようとするものでございます。

議案第43号は、別海町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。こちらも地方税法の一部を改正する法律、これの公布に伴いまして、東日本大震災に係る財産譲渡期限の延長特例を適用するよう、本条例の一部を改正するものでございます。

議案第44号につきましては、和解及び損害賠償額の決定についてでございます。本議案につきましては、本年の2月23日に釧路市において発生をした本町スクールバスによる物損事故について、町の損害賠償責任を認め、被害者と和解をし、損害賠償額を決定するために議会の議決を求めるものでございます。

以上、3件の議案を提出させていただきましたが、本臨時会におきまして御審議の上、御決定を賜りますようお願いを申し上げ、議案の概要説明とさせていただきます。どうぞよろしくお願いを申し上げます。

○議長（渡邊政吉君） ここで、お諮りします。

本臨時会に提出されております日程第4 議案第42号から日程第6 議案第44号までの3件については、会議規則第39条第3項の規定に基づき、委員会の付託は省略したいと思っております。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（渡邊政吉君） 異議なしと認めます。

したがって、日程第4 議案第42号から日程第6 議案第44号までの3件については、委員会の付託は省略することに決定いたしました。

---

#### ◎日程第4 議案第42号

○議長（渡邊政吉君） 日程第4 議案第42号別海町町税条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

内容について説明を求めます。

税務課長。

○税務課長（宮越正人君） 上程になりました議案第42号別海町町税条例の一部を改正する条例の制定について御説明を申し上げます。

本案は、昨年12月30日に公布されました地方税法の一部を改正する法律（法律第120号）における東日本大震災の復興支援関連項目と、本年3月31日に公布されました国の平成24年度税制改正によります地方税法及び国有資産等所在市町村交付金法の一部を改正する法律（法律第17号）に基づく改正となっております。

国の平成24年度税制大綱におきましては、新成長戦略の実現並びに税制の公平性の確保及び課税の適正化の観点から、特に喫緊の課題に対応するため、土地に係る固定資産税について、住宅用地に係る据え置き特例を廃止しつつ、平成24年度の評価がえに伴う税負担の調整を行うほか、税負担軽減措置等の整理合理化措置が講じられたことから、関連する項目について町税条例等の改正並びに条文の整理を行うものでございます。

議案書では、1ページから6ページまでとなります。改正条文の朗読は省略させていただき、お手元に配付しております議案資料により説明を申し上げたいと思っております。

なお、説明資料には、それぞれの条項の改正要旨と改正条文の要約として、左から順に、改正項目、改正条項、改正内容等を記載しておりますが、2ページ目と3ページ目の要約部分は条文条項の整理でございますので説明を割愛させていただき、1ページ目にあります町税条例の改正要旨により御説明申し上げますので、御理解を賜りたいと存じます。

それでは、議案資料の1ページをごらんいただきたいと思っております。別海町町税条例の一部を改正する条例でございます。

改正項目は、大きく4点ございまして、まず、表の番号1番となります。

町民税の申告についてであります。新旧対照表では4ページの上段となります。

条例第36条の2の改正であります。これまで年金所得以外の所得を有しなかった者で寡婦控除を受けようとする場合は、地方税法第317条の2の規定により、個人町民税の申告が必要でございましたけれども、年金保険者に提出する扶養親族等申告書でその適用の有無を確認することが可能となったことから、その報告を受ける各自治体では手続の簡素化を図るとした観点から、賦課控除に係る申告書の提出を不要とするものでございます。

なお、この改正は、平成26年度分の個人町民税から適用するものでございます。

次に、2番目でございますが、固定資産税の課税標準の特例措置についてであります。新旧対照表は5ページの中段となります。

附則第10条の2の追加と第2項の追加であります。平成24年度税制改正大綱におきまして地方税の充実を図るため、その特例措置について、これまで国が一律に定めていた内容の一部を自治体が減税幅や実施期間などを条例で決定し、地域の実態に伴った政策づくりを促す仕組みとして、地域決定型地方税制特例措置を導入することとされました。

今回の改正においては、2件の特例措置について導入されたところでありますが、これら2件の対象となる固定資産税の特例措置は、当町において該当事例がないことからこれまで同様、地方税制で示す参酌基準に基づき、町税条例の整備を行うものでございます。

まず1点目でございますが、下水の中の有害物質を除去する公害防止用の下水道の除外施設。これに適應する下水道除外施設に係る課税標準の特例でございます。課税標準に乗じる特例割合を参酌基準である改正前同様の4分の3として3年間を継続するものでございます。

2点目は、都市部の指定された河川の流域における特定都市河川浸水被害対策法に規定する雨水貯留浸透施設に係る課税標準の特例でございます。これら特定河川は道内にはございません。しかし、標準条例にリンクさせることに加え、関連条項が公布される可能性もあることから、これを追加するものとしたものでございます。

なお、本特例の割合も、参酌基準である改正前同様の3分の2として3年間継続するものとしております。

次に、3番目は、宅地等に対して課する固定資産税の特例及び経過措置についてでございます。新旧対照表は7ページの中段と、12ページの下段から14ページまでとなります。この経過措置の見直しの一部が、本町を含む各自治体の平成24年度課税に影響するものでございます。

本年度は、固定資産税の評価がえの年であり、また、バブル期の地価高騰に対応して導入された特例等の合理性を見直す必要があることなどの観点から、今回、特例措置の見直しが行われております。

附則第12条の改正と改正附則第3条の規定でございます。土地に係る固定資産税の負担調整措置は、原則として現行の仕組みが3年延長となりますが、この負担調整措置のうち、住宅用地に係る据え置き特例が経過的な措置を講じた上、26年度に廃止となるものでございます。

経過措置といたしましては、負担水準の引き上げで現行の80%を90%とし、負担水準が90%以上の住宅用地は前年度課税標準額を据え置きます。負担水準が90%未満の住宅用地は、前年度課税標準額に本則課税標準額の5%を加え、算出額が90%を上回る場合は90%相当額を上限額とするものでございます。

この改正は、平成24年度から適用し、その据え置き期間を24年度より25年度に適応するものとしております。

なお、負担水準が引き上げとなります80%以上90%未満の宅地を有する該当戸数でございますが、本町で630戸程度になります。また、筆数で申し上げますと1,187筆ということになります。

続いて4番目でございます。東日本大震災に係る被災居住用財産の敷地に係る譲渡期限の延長の特例についてでございます。新旧対照表は、10ページの中段からとなります。

附則第21条の2の追加でございますが、昨年発生いたしました東日本大震災に関する復興支援税制として、被災居住用財産の敷地に係る譲渡につき、その譲渡期限を現行の3年から7年に延長して譲渡所得の課税の特例等を適用するものでございます。なお、現在、本町には被災各県の居住者はおりませんが、震災から1年数ヶ月を経過した現在においても、被災者の居住と生活の安定が図られない状況をかんがみ、今後において被災者が全国各自治体へ移住することも想定されるとの観点から、これを追加するものでございます。

本条は、平成24年度から適用するものでございます。また、この特例につきましては、国民健康保険税にも適用されることから、後ほど別海町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についての提案の際にも御説明をいたします。

次に、2ページと3ページの改正条文の要約でございますが、先ほど前段でお願いをいたしましたとおり条項等の整理でございますので、これを割愛して、議案第42号別海町税条例の一部を改正する条例の制定について、提案理由の説明にかえさせていただきます。

以上でございます。

○議長（渡邊政吉君） 議案第42号の内容説明が終わりましたので、本件の質疑を行います。質疑に入ります。

（「なし」の声あり）

○議長（渡邊政吉君） 質疑を終わります。

これから、討論に入ります。討論ございますか。

（「なし」の声あり）

○議長（渡邊政吉君） ないようですので、討論を終わります。

これから、採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（渡邊政吉君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第42号は原案のとおり可決されました。

---

#### ◎日程第5 議案第43号

○議長（渡邊政吉君） 次に、日程第5 議案第43号別海町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

内容について説明を求めます。

税務課長。

○税務課長（宮越正人君） 議案第43号別海町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について御説明を申し上げます。

改正内容につきましては、さきに上程になりました別海町町税条例の改正同様、昨年3月に発生いたしました東日本大震災に係る復興支援税制として、被災居住用財産の敷地に係る譲渡所得について、その敷地の譲渡期限を現行の3年から7年、平成30年までとなりますが、譲渡所得の課税の特例等を適用しようとするものでございます。

なお、本案は、昨年12月14日に公布されました地方税法の一部を改正する法律に基づき、関連する条例の整備を行うものとなります。

内容の説明につきましては、議案の朗読をもってかえさせていただきます。議案書の7ページをごらんいただきたいと思います。

別海町国民健康保険税条例の一部を改正する条例でございます。

別海町国民健康保険税条例（昭和35年条例第19号）の一部を次のように改正する。附則に次の1項を加える。

（東日本大震災に係る被災居住用財産の敷地に係る譲渡期限の延長の特例）。

16、世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第44条の2第3項の規定の適用を受ける場合における附則第4項（附則第5項において準用する場合を含む。）の規定の適用については、附則第4項中「第36条」とあるのは「第36条（東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（平成23年法律第29号）第11条の6第1項の規定により適用される場合を含む。）」と、「同法」とあるのは「租税特別措置法」とする。

附則といたしまして、この条例は公布の日から施行し、平成24年4月1日から適用するものでございます。

以上、別海町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について、提案理由の説明にかえさせていただきます。

以上でございます。

○議長（渡邊政吉君） 議案第43号の内容説明が終わりましたので、本件の質疑を行います。質疑に入ります。

（「なし」の声あり）

○議長（渡邊政吉君） 質疑を終わります。

これから、討論に入ります。ございますか。

（「なし」の声あり）

○議長（渡邊政吉君） ないようですので、討論を終わります。

これから、採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（渡邊政吉君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第43号は原案のとおり可決されました。

---

#### ◎日程第6 議案第44号

○議長（渡邊政吉君） 次に、日程第6 議案第44号和解及び損害賠償額の決定についてを議題といたします。

内容について説明を求めます。

教育部次長。

○教育部次長（藤原繁光君） 議案第44号和解及び損害賠償額の決定についての内容を

御説明申し上げます。

議案の9ページをお開きください。

本件は、釧路市に所在するNHK釧路放送局駐車場で発生した車両事故について、和解と損害賠償額を定めるため、地方自治法第96条第1項第12号及び第13号の規定により議会の議決を求めるものでございます。

議案の10ページをお開きください。本件について御説明申し上げます。

今年2月23日、上風連小学校社会施設見学のため、スクールバスひとみ16号を委託運行管理業者担当員の運転で、NHK釧路放送局に到着、引率児童を下車させ、同日、午前10時30分ころ指定場所に駐車させるため後退させた際、内輪差を見誤り、駐車している釧路市個人の普通乗用自動車に接触、スクールバス左側後部と相手車右側前部バンパー等を損傷したものでございます。

この事故に伴います損害賠償に関し、当事者間で和解を成立させ損害賠償額を決定するものでございます。

なお、所定場所に駐車する車両への接触事故でございますので、過失割合は100%となっております。

和解内容といたしまして、1、当事者、甲、釧路市個人、乙、別海町長水沼猛。

2、和解条件。

(1) 甲は、本件事故により、車両損害料で金13万6,059円の損害を被った。

(2) 乙は、上記損害額について甲に対し賠償する義務があることを認め、金13万6,059円を支払う。

(3) 以上のほか、本件事故に関し、甲と乙の間には何らの債権債務がないことを確認する。

委託運行管理業者につきましては、今後より一層の安全確認と安全運転指導の徹底を図り、事故防止、事故抑止に努められるよう申し入れたところでございます。

以上です。

○議長（渡邊政吉君） 議案第44号の内容説明が終わりましたので、本件の質疑を行います。質疑に入ります。

（「なし」の声あり）

○議長（渡邊政吉君） ないようですので、質疑を終わります。

これから、討論に入ります。

（「なし」の声あり）

○議長（渡邊政吉君） 討論を終わります。

これから、採決採をいたします。

本案を原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（渡邊政吉君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第44号は原案のとおり可決されました。

---

#### ◎閉会宣告

○議長（渡邊政吉君） 以上をもって、本臨時会に付議された案件はすべて終了いたしました。

会議を閉じます。



平成24年第2回別海町議会臨時会を閉会いたします。

閉会 午前10時20分

### ◎町長あいさつ

○議長（渡邊政吉君） 町長あいさつ。

○町長（水沼 猛君） 閉会に当たりまして、一言ごあいさつを申し上げます。

まず、本臨時会に提案をいたしました議案3件につきまして、速やかに御審議をいただきまして御決定を賜りました。厚く御礼を申し上げます。

この春でございますが、土壌凍結の解けるのが平年より遅くということで、連休以降も天候が不順なことから、牧草の生育状況も心配をされたところでありましたが、5月15日現在の生育状況調査におきましては、どうか平年値以上の生育を保っているということで安心をいたしているところでございます。

私から2点ほど報告をさせていただきます。

まず1点目ですが、3月31日に町内で発生をいたしました家畜ふん尿の河川への流出、これに係る件についてでございますが、漁協からの報告によりますと、町及び農協の早急な対応によりまして、稚魚のへい死もなく順調に稚魚放流しているとお聞きをいたしております。町といたしましても、まずは一安心をいたしているところでございます。

しかしながら、現在、ふん尿の散布時期となっておりますことから、草地から河川への流入等がないよう喚起することはもちろんでございますが、早急に家畜ふん尿処理等に対する抜本的な対策を構築する必要があるものと考えております。

対策の中には早期に実施できるものと、中長期的に進めていかなければならないものがございますが、早期に実施することといたしましては、家畜排泄物管理の適正化及び利用の促進に関する法律に基づきまして、農家ごとの家畜飼養頭数とふん尿処理施設の容量の確認等を再度実施することが考えられます。

また、毎年おおむね11月から4月ころまでの期間に各農家を巡回し、ふん尿と処理施設の状況を調査する監視員制度を設けまして、施設に対する容量オーバー等が予想される場合の対応などについて、関係機関及び各農協と対策がとれるよう協議検討を進めておりますので、議員各位の御理解と御協力のほどよろしくお願い申し上げます。

2点目でございますが、沖縄県道104号線越え実弾射撃訓練、これの矢臼別演習場における分散実施についてでございます。本件につきましては、去る5月11日付で北海道防衛局長より通知があったところでございます。訓練の規模につきましては、部隊は1個砲兵大隊で、支援部隊を含む人員は約430名、車両は約100両、期間は平成24年6月上旬から7月上旬までの間で、実弾射撃訓練は6月13日から6月25日までのうちの10日間でございます。砲種及び砲数につきましては、155ミリ榴弾砲12門、射撃時間は8時30分から22時までの間で、16時30分から19時までの間は除くという内容でございます。この内容につきましては、町のホームページに掲載するとともに、各町内会に御協力をいただき、各戸にお知らせを配布させていただいたところでございます。

また、この通知とは別に、この分散実施に使用する装備の輸送が、花咲港と矢臼別演習場間で6月8日に行われるとの情報が3日前、5月22日に入りました。こちらにつきましても、6月の広報紙にあわせて通知文を配布する予定で準備をいたしているところでございます。

さらに、一昨日の5月23日でございますが、矢臼別演習場に係る周辺4町村と北海道

で構成をしております矢白別演習場関係機関連絡会議といたしまして、北海道防衛局に対し訓練の拡大や固定化がされないことなど、5項目について要請をいたしております。特に、平成22年の訓練の際には5回の野火が発生し、住民の皆様にご不安を感じさせたことから、事前の安全対策について強く要望をしたところでございます。

この要請に対し、北海道防衛局からは、事前の防火措置や万一の発生に備えた対応策などについて取り組んでいることや、速やかな情報提供を行う旨の回答を得ております。

今後、北海道防衛局では、矢白別演習場における訓練の安全かつ円滑な実施を図るため、演習場内に米海兵隊実弾射撃訓練現地対策本部を設置する予定となっております。

町といたしましても、平成9年8月28日に設置いたしました別海矢白別演習場等に関する庁内連絡会議設置要綱に基づきまして、演習等の実施に関し、関係機関との連絡調整を行い、町民の皆さんの生活の安全と福祉の向上を図っていくことといたしております。

いずれにいたしましても、本町としましては関係機関と連携の上、円滑な演習の実施に協力していくこととしておりますので、御理解をいただきたいと存じます。

報告については以上でございます。

次に、今後の日程についてでございますが、本年第2回の定例会開催を6月19日をお願いをしたいと考えております。議員の皆様におかれましては時節柄お忙しい時期ではあると存じますが、日程の調整をいただき、御参集いただきますようよろしくお願いを申し上げます。

以上で、閉会に当たってのごあいさつとさせていただきます。

本日は、まことにありがとうございました。

○議長（渡邊政吉君） それでは、以上で終了とします。管理職、議員の皆様ありがとうございました。

上記は、地方自治法第123条の規定により会議の次第を記載したものである。

平成 年 月 日

署名者

別海町議会議長

議員

議員

議員